

海南省ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（平成17年海南省条例第96号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	和歌山県
3. 市区町村名	海南省
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	65-1：ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第九十二条で定めるもの	海南省ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（平成17年海南省条例第96号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
② 番号法別表の項	65	
③ 利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	90	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		海南省行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年海南省条例第30号）別表第1 2の項 海南省ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（平成17年海南省条例第96号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法第一条	海南省ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第1条
⑥ 事務の趣旨又は目的	この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、（母子家庭等及び寡婦）に対し、その（生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ること）を目的とする。	（ひとり親家庭にある者）に対し医療費を助成することにより、その者の（健康の保持及び増進に寄与し、もって福祉の向上を図ること）を目的とする。
⑦ 独自利用事務の関連規範		海南省ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（平成17年海南省条例第96号）、海南省ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則（平成17年海南省規則第72号）

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項2号	海南市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第3条及び第6条
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号（これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭医療費の助成の受給資格の登録に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項2号イ	海南市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第3条第1項第1号
②情報提供者	法務大臣	法務大臣
③提供を求める利用特定個人情報	戸籍関係情報	戸籍関係情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項2号ロ	海南市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第3条第2項第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号	海南市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第3条及び第6条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭医療費の助成の受給資格の登録に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号イ	海南市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第3条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務3

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項2号	海南市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第10条
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号（これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭医療費の助成の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項2号イ	海南市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第3条第1項第1号
②情報提供者	法務大臣	法務大臣
③提供を求める利用特定個人情報	戸籍関係情報	戸籍関係情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項2号ロ	海南市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第3条第2項第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務4

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
--	---------	-----------

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号	海南市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第10条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭医療費の助成の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号イ	海南市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第3条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	
----	--

届出情報

独自利用事務の対象者	ひとり親家庭にある者
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2015年12月18日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	23
保護評価書の名称	海南市ひとり親家庭医療費助成に関する事務 基礎項目評価書
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&kk_type=2&hj_no=&kk_name=%E6%B5%B7%E5%8D%97%E5%B8%82&v_name=%E3%81%B2%E3%81%A8%E3%82%8A%E8%A6%AA%E5%AE%B6%E5%BA%AD%E5%8C%BB%E7%99%82&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=3&opn_date_from_month=2&opn_date_from_day=2&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=99&opn_date_to_month=5&opn_date_to_day=2&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2